

【令和7年度版】

高等教育（大学、短大、専門学校）進学を応援 10万円（支援金）のご案内

大学・短大・専門学校へ進学をめざす、
県内のひとり親家庭または児童養護
施設・里親の世帯の高校生、高等
専修学校生を対象に募集します。

（寄付者の願い・創設の経緯）

県内の篤志家の方から、経済的に厳しい状況におかれている、ひとり親家庭等の生徒で大学等に進学を希望する方に対して、入学準備に必要な支援をしたいと寄付金が寄せられ、この財源をもとに新たに資金事業を創設いたしました。

1 制度の概要

市町村民税の所得割が非課税世帯のひとり親家庭の児童、児童養護施設に措置または里親に委託された児童で大学・短大・専門学校へ進学を予定されている高校生または高等専修学校生で支援が必要とされる方（県内10名を基本）を対象に進学支援金として10万円を給付します。

2 応募資格

県内に在住し、次年度に大学・短大・専門学校への進学を希望しており、次のア～イのいずれかの要件に該当する世帯に属している学業成績が優秀な生徒

- ア 市町村民税の所得割が非課税世帯のひとり親家庭の高校生
- イ 児童養護施設に措置または里親に委託された高校生

3 応募方法

上記2のア～イの区分に従い、
必要な添付書類を在籍する高等学校または高等専修学校に提出してください。

応募締切：令和7年11月21日（金）

4 給付候補者の決定

本会に設置する資金運営委員会において、給付候補者を決定し、申請者と学校長へ通知します（1月下旬予定）。

5 給付金の交付

給付候補者は大学・短大・専門学校に合格した時は合格通知書を添付し、給付金交付請求書（様式第2号）を本会に送付してください。

給付金交付請求書の受領後、内容を確認したうえで指定の金融機関口座に振込送金いたします（3月予定）。

進学後、在学証明書を本会にご提出ください。

区分

申請者

添付書類

ア

・市町村民税の所得割が非課税世帯のひとり親家庭の保護者又は法定代理人

・給付金申請書（様式第1号）
・主たる生計維持者の課税証明書

イ

・児童養護施設の施設長
・里親

・給付金申請書（様式第1号）
・世帯状況等調書（様式第4号）

（問合先）鳥取県社会福祉協議会 福祉振興部（担当：清水、秋本）
〒689-0201 鳥取市伏野1729-5 県立福祉人材研修センター内
TEL 0857-59-6344 FAX 0857-59-6340

E-mail fukushis@tottori-wel.or.jp URL <http://www.tottori-wel.or.jp/>

※本会HPで広報、また各高等学校・高等専修学校、児童養護施設、里親、鳥取県母子寡婦福祉連合会に御案内しています。



令和7年度鳥取県ひとり親家庭等高等教育進学支援資金 受給申請フロー

令和8年度に大学・短大・専門学校へ進学を希望している県内の高等学校または高等専修学校に在学している生徒（以下「高校生」という。）10名に対し、一人10万円の進学支援給付金を支給する制度を創設しました。

詳細については、資金制度のご案内、募集要項等に記載しております。

その概要については以下のとおりであります。

趣旨にご理解いただくとともに、運用にあたってのご協力をお願いします。

1 応募資格

次の（1）～（3）の要件すべて満たしていること。

（1）大学・短大・専門学校へ進学を希望している高校生であること。

（2）次の①～②の要件のいずれかを満たす生徒であること。

①主たる生計維持者の市町村民税の所得割が非課税世帯のひとり親家庭の高校生

②児童養護施設に措置または里親に委託された高校生

（3）学業が優秀で他の模範となる高校生であること。

応募資格を次のとおり分類します。

上記応募資格の

（1）+（2）①+（3）に該当 = ア

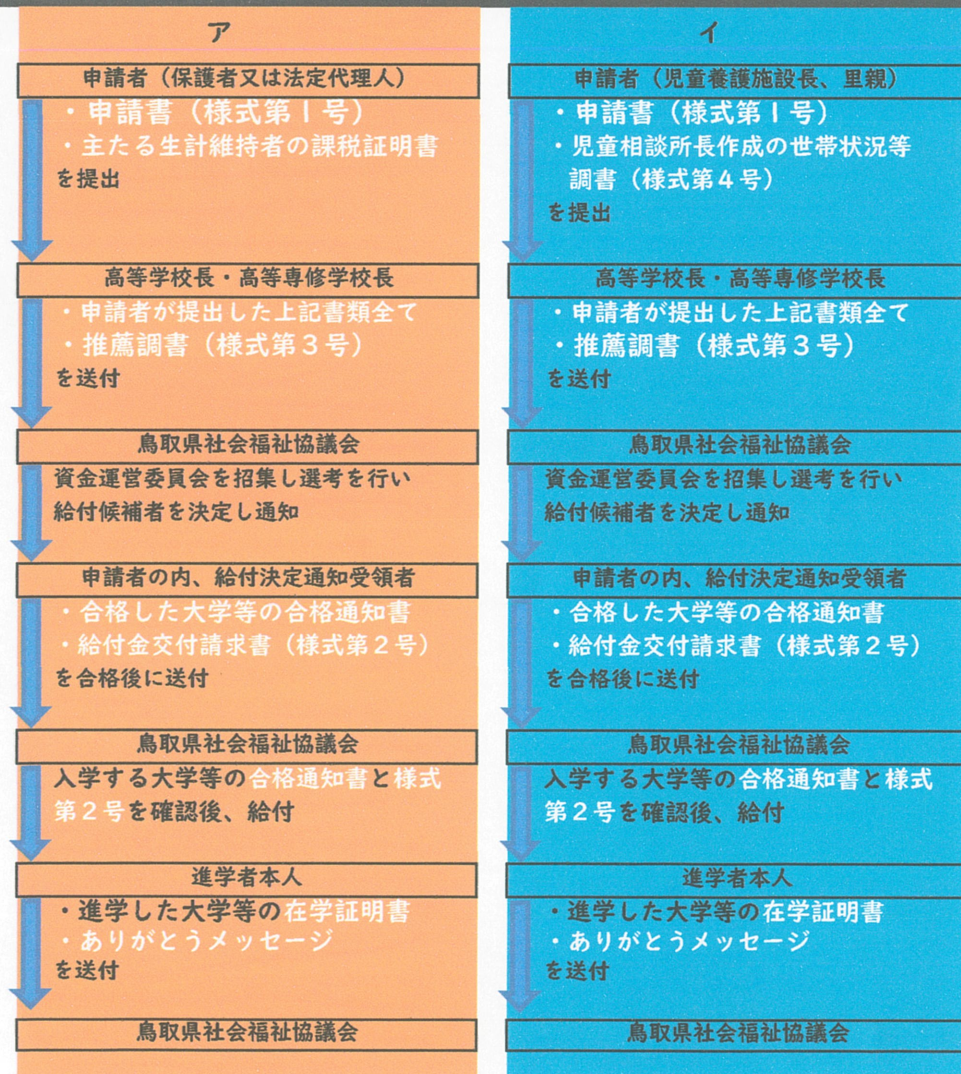
（1）+（2）②+（3）に該当 = イ

2 応募資格別の申請者

ア・・・市町村民税の所得割が非課税世帯のひとり親家庭の保護者又は法定代理人

イ・・・児童養護施設の施設長、里親

3 申請書類と手続きフロー



※詳細は鳥取県社会福祉協議会鳥取県ひとり親家庭等高等教育進学支援資金給付希望者募集要項をご覧ください。